

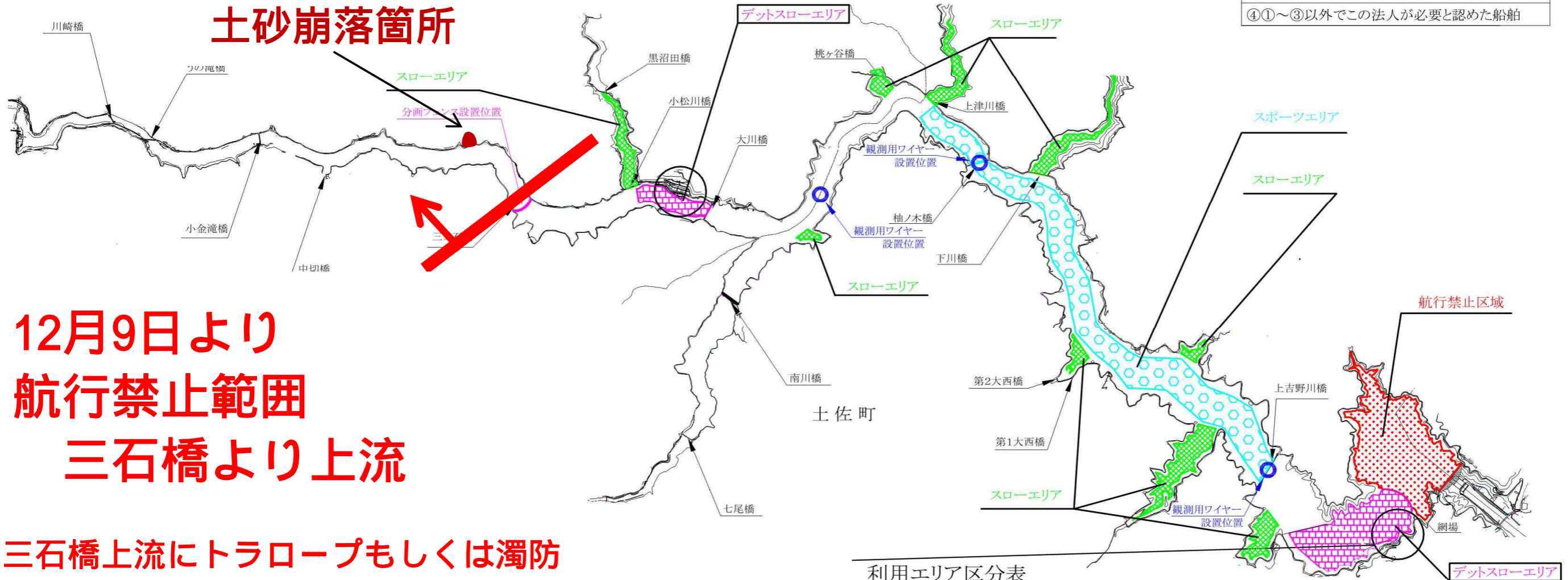
●この図に示す湖面利用エリアの設定を含め、さめうら湖の利用にはルールがあります。ルールを守って安全な利用をお願いします。

●湖内での工事等により、本図にない障害物等が設置されている場合があります。

ボート等でさめうら湖を利用する場合は、事前に登録が必要です。

登録が必要な利用方法
①エンジン付ボート(バッテリー駆動含む)
②水上バイク類
③トーイングボート類(ウェイクボード等)
④①～③以外でこの法人が必要と認めた船舶

湖面利用エリア図



12月9日より 航行禁止範囲 三石橋より上流

三石橋上流にトラロープもしくは濁防フェンスを設置します。

三石橋上流1Km地点における土砂崩落の影響により、安全を確保するための措置です。

しばらくの間ご不便をおかけしますが、よろしくお願ひいたします。

利用エリア区分表

区分内容	主な利用エリア	主な利用方法 (登録が必要な利用方法参照)	エリア毎の規制の内容、注意事項等
航行禁止区域		一般の利用不可	利用者の進入を禁止します。
デットスローエリア		①④	引き波を立てないアイドリング程度の低速で航行
スローエリア		①④	滑走艇の船首が上がらない程度の速度で航行
スポーツエリア		①②③	
分画フェンス設置位置		①(④)	※分画フェンス設置箇所の前後20mの区間は徐行するようにしてください。 ※分画フェンスは、三石橋付近に1箇所設置しています。 ※分画フェンスの中央付近に、船が通過できる幅約4mの船通しがあります。船外機を上げて、惰性でフェンスを乗り越えてください。 ※フェンス通過に伴う船の損傷等には一切責任を負いません。
観測用ワイヤー位置位置		①④(②③)	水質観測用ワイヤーあり。見えづらいので航行注意。
その他の区域		①④	